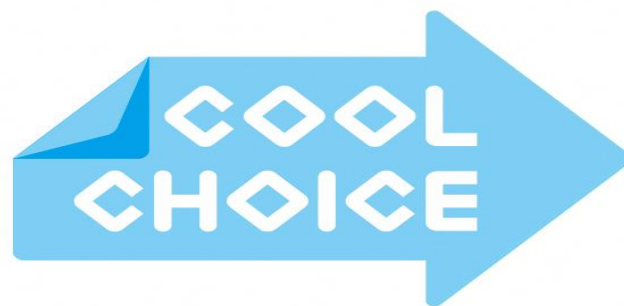


次期市環境基本計画素案 (たたき台) 説明資料



生活環境部 環境企画課

目次

- 1 第1章 序論
(計画策定の背景、計画の基本的事項、計画策定の
ポイント、計画の構成) P1~P5
- 2 第2章 計画の目標
(めざしていく将来像、環境目標) P6~P7
- 3 第3章 施策 P8~P37
- 4 第4章 計画の推進
(目標達成の手法、環境指標による点検・公表、
計画の見直し) P38

第1章 序論

本章においては、計画策定の背景や計画の基本的事項（計画の位置づけ、計画策定のポイント等）とともに、国県の動向や本市を取り巻く社会情勢等について、記載しています。

第1節 計画策定の背景

1 環境の状況・社会経済情勢の変化

(1) いわき市の取り巻く情勢の変化

本市の地理的状況や気候について記載するとともに、東日本大震災及び東日本台風などの自然災害を踏まえ、「安全・安全」に暮らすことができ、災害時のリスクにも適切に対応できるまちづくりが必要とされています。

(2) 国内外の動向

➤ 国際的な情勢

- ・ 2015年に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が2030年までの国際目標として掲げられ、先進国を含めた国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。
- ・ 2016年に発効された「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するため、2050年までの世界の気温変化を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力目標が掲げられ、温室効果ガスの排出削減と気候変動による影響への適応の取り組みが加速しています。

➤ 国の情勢

- ・ 2018年策定の「第五次環境基本計画」において、目指すべき社会の姿として、地域循環共生圏の創造、世界の範となる日本の確立、持続可能な循環共生型の社会の実現が掲げられ、さらにSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくとともに、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されています。
- ・ 2016（平成28）年9月に策定された「福島新エネ社会構想」においては、エネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化していくため、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」を柱として、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出することを目指しています。

➤ 県の情勢

- ・ 2013年改定の「環境基本計画（第4次）」において、除染や災害廃棄物処理などの「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、循環型社会・自然共生社会の形成などについて、さらなる推進を図って行くこととしています。
- ・ 2012年改定の「再生可能エネルギー推進ビジョン」において、「2040年頃までに県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」とする目標を掲げています。

第1章 序論

2 「市環境基本計画（第二次）」の進捗状況・目標達成状況

- ・ 39の環境指標による進捗管理を行いながら、各施策を推進してきており、環境指標の達成見込みを概観すると、「基本目標4「原子力災害からの環境回復」については、発生した廃棄物の適正処理や住宅の除染が進み、目標を達成しています。
- ・ 基本目標1「低炭素社会づくり」、基本目標3「自然共生社会づくり」については、一部を除き、概ね目標を達成しています。
- ・ 基本目標2「循環型社会づくり」については、概ね向上・改善されているものの、2020年度までの目標達成は困難な状況にあり、今後一層の取組強化等を図る必要があります。

3 市民・事業者の意識（市民・事業者アンケート）

- ・ 基本目標2「循環型社会づくり」の基本施策(3)「まちの美化と不法投棄の防止」について、市の環境施策に対する満足度・重要度について、満足度が低く、重要度が高いことから、取組を強化する必要があります。
- ・ 基本目標3「自然共生社会づくり」の基本施策(3)「自然とふれあいの推進」について、取組状況や重要性で低いとの回答の傾向にあり、生物多様性の重要度が十分に理解されていないと考えられます。
そのため、「生物多様性国家戦略」の基本戦略をベースに「理解の促進」「確保」「機会の創出」に施策体系を整理し、生物多様性の価値や行動を認識する必要があります。
- ・ 基本目標4「原子力災害からの環境回復」について、基本目標の一つとしていたが、2017年（11月）に面的除染が完了していることや市の環境施策に対する満足度は高く、重要度は中程度の傾向であることから、位置づける必要があります。

第1章 序論

第2節 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「市環境基本条例」第8条に基づき策定するものであります。また、市の最上位計画である「市総合計画」の環境分野を担うマスタープランとして位置づけられる計画となります。本計画は、環境に関する個々の計画や他分野の関連計画等との連携を図りながら、市の環境政策を進めていくものであります。※ 「市総合計画」との関係性については、現在改定中であるため、その動向を踏まえた内容に改めていくこととしています。

2 計画の対象範囲

(1) 地域

本市全域を対象として、環境保全に取り組む。ただし、市域内外の環境や活動が相互の環境と密接な関係にあることを考慮し、市域外ひいては地球規模への貢献等も視野に入れたものとします。

(2) 環境の範囲

本経過の環境の範囲は、第2章第2節で掲げる環境目標を目指すうえで、保全または推進を図るべき次の環境要素を対象とします。

(本計画において対象とする環境の範囲)

環境分野	環境要素
低炭素	再生可能エネルギー、省エネルギー、スマートシティ、交通体系、緑地、森林、温室効果ガス、気候変動 など
循環	3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）、一般廃棄物、産業廃棄物、まちの美化 など
共生	森林、農地、里地里山、公園、緑地、河川、湿地、池沼、沿岸、海洋、海浜、温泉、景観、史跡名勝天然記念物、歴史的・文化的遺産、動植物、自然とのふれあい など
安全・快適	大気、水、土壌・地下水、騒音・振動、悪臭、化学物質、放射性物質、除染廃棄物、仮置場 など
支える仕組み	環境教育、環境保全活動、産業振興、SDGs、地域循環共生圏 など

(3) 主体

市民、事業者及び市が適正な役割分担のもと、第2章第1節で掲げる「めざしていく環境都市像」及び同章第2節で掲げる「環境目標」の実現に向け、自主的かつ積極的に取り組むこととします。

また、広域的な対応が必要な事項については周辺市町村、県及び国のその他関係機関と連携して取り組むこととします。

3 計画の期間

環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を定めるため、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

なお、市を取り巻く環境の状況、社会経済情勢、科学的技術の進歩及び科学的知見の集積、さらには目標の達成状況・施策の推移状況などを踏まえ、5年を目途に計画の見直しを図ります。

第1章 序論

第3節 計画策定のポイント

計画の策定にあたっては、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、環境基本条例に定める基本理念を踏まえ、環境都市像として掲げた「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を当該計画へ継承するとともに、この具体化に向け前計画の3つの基本目標「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」及び「自然共生型社会づくり」を、新たな基本目標「気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】」、「地域内で有効に資源が循環するまち【循環】」及び「いきものの多様性をまもり、自然の恵みを享受できるまち【共生】」として継承しつつ、社会経済情勢等の変化、計画の進捗状況及び市民・事業者意見等を踏まえ、見直しを図りました。

(1) 基本目標の新たな設定

- ・ 「生活環境が保全され、快適に暮らせるまち【安全・快適】」
⇒ 令和元年東日本台風等による災害、生活環境の基盤となる大気・水等の保全、及び生活排水処理率の向上を踏まえ、前計画における基本目標「原子力災害からの環境回復」も取り込み、基本目標「生活環境が保全され、快適に暮らせるまち【安全・快適】」として新たに設定しました。
- ・ 「みんなで環境をまもり、創造するまち【支える仕組み】」
⇒ 市が目指していく環境都市像の実現に向けて設定された各基本目標を、それぞれ独立した目標ではなく、相互に密接に関連させ、施策を統合的に展開し同時実現させるため、前計画の第4章第1節「計画推進の仕組み」を「支える仕組み」として、各基本目標の下支えとなるよう、基本目標5「みんなで環境をまもり、創造するまち【支える仕組み】」として新たに設定しました。

(2) 継続した取組の推進

環境保全施策は長期的かつ継続的な取組が必要であり、国・県の方向性と整合を図るため、基本的な目標・施策は継承します。

(3) 環境課題への対応

国の「第五次環境基本計画」における「持続可能な循環共生型の社会」、県の「再生可能エネルギー推進ビジョン」等を踏まえ、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー対策を一層推進します。

- ⇒ 次世代エネルギー社会の構築に向け、蓄電池や水素などの利活用を拡大する施策に取り組みます。
再生可能エネルギー等の効率的な地域内循環やIoT技術等を組み合わせたスマートシティモデルの構築に取り組みます。
「ゼロカーボンシティ（脱炭素社会）」を目指して、今からできる取組等を進めます。

(4) 地域気候変動適応計画を策定し、市環境基本計画へ統合

- ・ 気候変動の影響に関する普及啓発の推進、想定される気候変動の影響への対応策を検討します。
- ・ 地方公共団体に計画策定の努力義務が課されているものの、個別に策定する意義が少ないことから、市民等が環境施策を一体的に把握できるよう、市環境基本計画と統合します。

第1章 序論

第4節 計画の構成

第1章「序論」、第2章「計画の目標」、第3章「施策」、第4章「計画の推進」の4章構成とし、巻末に「参考資料」を掲載。

〈本計画と各種環境関連法令との関係〉

各種環境関連法令に定める「地方公共団体の責務及び施策」に対応するとともに、次の各計画等に相当するものになります。

本計画第3章第1節(1)及び(2)を中心とした全編	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
本計画第3章第1節(3)を中心とした全編	「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」
本計画第3章第3節を中心とした全編	「生物多様性基本法」第13条に基づく「生物多様性地域戦略」
本計画第3章第5節及び第3章第3節(3)を中心とした全編	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」
本計画第3章第5節(3)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」

第2章 計画の目標

本章においては、本市がめざす環境都市像及びめざすべき環境都市像を実現するための基本目標について、記載しています。

第1節 めざしていく将来都市像

市環境基本条例に定める「基本理念」を踏まえ、めざしていく将来像として「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を掲げ、市民事業者及び市が適正な役割分担のもと、一体となって取り組みを推進することで、将来都市像の実現を目指します。

人と自然が共生するまち 循環都市いわき

※ 市環境基本条例に定める「基本理念」に基づき、第一次市環境基本計画から継承されてきた環境都市像であることから、次期計画においても引き続き継承します。

第2章 計画の目標

第2節 環境目標

環境政策に関わる社会動向や、国や県における環境政策の方向性などを踏まえ、本市がめざす環境都市像を実現していくため、4つの環境分野別（「低炭素」「循環」「共生」「安全・快適」）に基本目標を設定するとともに、4つの基本目標と相互に関連しあう基本目標の一つとして、「支える仕組み」を設定し、総合的に施策を展開します。

基本目標1 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】

地球温暖化の危機に対応するため、次世代エネルギー社会の構築や省エネルギーの推進による化石燃料の使用抑制を図るとともに避けることのできない気候変動の影響に対しては、市の特性を踏まえた具体的な影響を想定し、「気候変動を抑え、備えるまち」を目指します。

基本目標2 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】

資源の浪費による危機に対応するため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、環境への負荷をできる限り少なくする「地域内で有効に資源が循環するまち」を目指します。

基本目標3 いきものの多様性をまもり、自然の恵みを享受できるまち【共生】

生態系の危機に対応するため、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形であらゆる社会経済活動を自然に調和したものとし、さまざまな自然とのふれあいの機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる「いきものの多様性をまもり、自然の恵みを享受できるまち」を目指します。

基本目標4 生活環境が保全され、快適に暮らせるまち【安全・快適】

誰もが快適で、安全安心に暮らすことができ、災害等にリスクにも適切に対応できる「生活環境が保全され、快適に暮らせるまち」を目指します。

基本目標5 みんなで環境をまもり、創造するまち【支える仕組み】

環境教育・環境学習機会等の更なる充実を図り、市民・団体等が、自発的な環境保全活動等に取り組むにあたって必要となる知識を提供し、市民等による環境保全活動の推進し、市民、事業者、行政が協働・連携し、「みんなで環境をまもり、創造するまち」を目指します。

第3章 施策

本章においては、5つの基本目標を推進するための具体的な施策について、記載しています。

第1節 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】

(1) 次世代エネルギー社会の構築

- ① 再生可能エネルギーの利用の促進
- ② 蓄電池・水素の利活用の拡大

【現状と課題】

- 地球温暖化対策や災害に強いまちづくりなどの観点から再生可能エネルギーや環境負荷の少ない次世代エネルギーの導入拡大を図り、循環を基調とした持続可能なまちづくりを目指します。（一方で、風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギー発電事業については、十分に環境保全を図ったうえで、適正導入していく必要があります。）
- 国は、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」「水素基本戦略」「第5次エネルギー基本計画」において、水素エネルギーが活用される水素社会の実現を目指しており、市においても活用される取組を進めていく必要があります。
- 県は、「再生可能エネルギー推進ビジョン」において、「2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」としており、県と連携して再生可能エネルギーの一層の導入拡大を図る必要があります。
- 市民や事業者による再生可能エネルギー機器の導入を支援するほか、公共施設の改修等の機会を通して公共施設へ率先導入を図る必要があります。
- 再生可能エネルギーの多様な有効活用の方策として、環境負荷の少ない技術・利用機器について、普及を図る必要があります。

【環境指標】※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

再生可能エネルギーの利用の促進

施策の例・方向性	担当課
・再生可能エネルギー等の利用に対する普及促進	[環境企画課]など
・再生可能エネルギー機器の導入効果を把握するための仕組みの検討及び導入効果に係る普及促進	[環境企画課]
・本市内で期待される再生可能エネルギー導入可能量や各事業者による最新の事業計画状況・課題等を整理・分析し、更なる再生可能エネルギーの導入拡大	[環境企画課]

第3章 施策

施策の例・方向性	担当課
・ 風力関連産業の集積に向けた取組の推進	[産業創出課]
・ 小水力や地中熱、廃棄物・下水排熱、コージェネレーション、水素エネルギーなど環境負荷の少ないエネルギーが活用される取組の支援	[環境企画課]など
・ 技術開発の進展や地域の動向、実現可能性などを踏まえ、必要に応じその他導入支援策を検討	[環境企画課]など
・ エネルギーの有効利用が図られるよう、国等の各種補助制度や導入事例を情報提供	[環境企画課]など
・ 今後の安定的な汚泥処理の実現と、下水汚泥等のエネルギーとしての利活用を進めるものとして下水汚泥等利活用事業を実施	[下水道事業課]
・ 事業者による再生可能エネルギー発電事業等に対し、環境影響評価法など関連法令に基づき、住民理解の醸成や、環境全般への影響の回避・低減などを意見・指導	[環境企画課]

蓄電池・水素の利活用の拡大

施策の例・方向性	担当課
・ 燃料電池自動車や電気自動車などクリーンエネルギー自動車の普及促進	[環境企画課]
・ 防災や電力ひっ迫時の対策に資する蓄電池の普及促進	[環境企画課]
・ 再生可能エネルギーや蓄電池、燃料電池などの分散型エネルギーによる、災害時に強く環境負荷の少ないまちづくりに向けた調査・研究	[環境企画課]など

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民

- ・ 太陽光発電や蓄電システムなどの再生可能エネルギーを利用した機器の導入に努めます。
- ・ 学習・体験施設などを積極的に利用し、再生可能エネルギーへの理解向上に努めます。

● 事業者

- ・ 太陽光発電や蓄電システムなどの再生可能エネルギーを利用した機器の導入、研究、開発を進めます。
- ・ 再生可能エネルギーを利用した機器等の販売価格の低減に努めます。
- ・ 風力発電施設の整備運用にあたっては、安全・安心を確保するとともに、地域との共生に努めます。
- ・ 風力発電施設等の見学会を積極的に実施するなど、再生可能エネルギーの普及啓発に努めます。

第3章 施策

(2) 徹底した省エネルギーの推進

- ① 省エネルギー設備・機器の導入促進
- ② 「COOL CHOICE」の普及啓発

【現状と課題】

- 本市における温室効果ガスの排出量の総量は、長期的には、1990年度に対し、2016年度は約17%増加しており、短期的には、2013年度に対し、2016年度は約5%減少しています。
- エネルギー起源二酸化炭素排出量については、産業部門は、長期的にも短期的にも排出量は減少しており、民生家庭部門においては、2013年度までは世帯数の増加や電気等使用量増加の影響により、排出量が増加したものの、2013年度以降は、省エネ機器の普及により排出量は減少しています。民生業務部門では店舗数の増加等により排出量は増加傾向です。運輸部門では、2000年度までは自動車保有台数の増加から、排出量が増加しましたが、2000年度以降は自動車燃費の改善により、排出量は減少傾向となっています。
- 長期的に増加傾向にある民生家庭部門及び民生業務部門において、省エネルギーの促進や、エネルギーの有効利用が必要です。
- 省エネルギー機器などへの更新等を計画的に推進し、着実な温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。
- 国は、中期的な目標として、2030年度までに2013年度比で、温室効果ガス排出量の26%削減、長期的な目標として、2050年度までに80%削減するとしています。

【環境指標】※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

省エネルギー設備・機器の導入促進

施策の例・方向性	担当課
・ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、LED照明や高効率給湯器など省エネルギー関連機器の普及促進	[環境企画課]
・燃料電池自動車や電気自動車などクリーンエネルギー自動車の普及促進	[環境企画課]
・断熱材や複層ガラス窓等エネルギー効率が高い住宅の普及促進	[環境企画課]など
・省エネ機器導入効果を把握する仕組みの検討及び導入効果に係る普及促進	[環境企画課]
・省エネルギー診断の実施	[環境企画課]

第3章 施策

「COOL CHOICE」の普及啓発

施策の例・方向性	担当課
・ 広報紙やホームページ、出前講座などを活用し、省エネルギー行動の実践につながる情報を提供	[環境企画課]
・ 安全・安心で新鮮な地場産品を選び、地産地消を促進し、輸送に係るエネルギー使用の削減を促進	[環境企画課]など
・ 講習会を実施するなど、エコドライブを促進	[環境企画課]
・ 鉄道、バスなどの公共交通機関の利用促進	[都市計画課]
・ 体系的な道路ネットワークを構築し、交通渋滞を解消するとともに、安全で快適な歩行環境の形成	[土木課]など
・ 環境にやさしい自転車利用の促進を図るため、安全で利便性の高い自転車走行空間の整備を推進	[土木課]など

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民

- ・ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）や環境家計簿などにより、家庭におけるエネルギー消費状況の把握に努めます。
- ・ 不用な照明を消すなど、無駄なエネルギーの消費を削減します。
- ・ 衣類による体温調節など、エネルギーを消費しない方法をなるべく選択します。
- ・ 冷蔵庫の詰めすぎを避けるなど、機器等を効率よく、必要な分だけ利用し、無駄なエネルギーの発生を抑えます。
- ・ 国産品や地場産品など、輸送エネルギーの消費が少ない商品を選択します。
- ・ 住宅の新築や改修、機器等の導入の際は、エネルギー効率が高いものを検討します。
- ・ 近場への移動には徒歩や自転車を利用し、遠出をする際には公共交通機関を積極的に利用します。
- ・ 自家用車は、相乗りやカーシェアリングなど、効率的に利用します。

● 事業者

- ・ ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを導入し、自らの環境負荷を適切に把握します。
- ・ クールビズ、ウォームビズを積極的に推進し、なるべくエネルギーを消費しない方法を選択します。
- ・ 照明やOA機器、冷暖房などの管理を適切に行い、不用なエネルギー消費を削減します。
- ・ エコドライブの徹底や効率的な配送システムの構築、クリーンエネルギー自動車などの購入等に努めます。
- ・ 商品などの製造工程における省エネルギー化を進めます。 ・ 省エネルギー商品などの開発、低価格化に努めます。
- ・ ノーマイカー通勤の奨励、時差通勤の実施に取り組みます。 ・ 通勤者の送迎など、通勤車両の低減に努めます。
- ・ 業務用車両などについて、低公害車への移行を検討します。また、排気ガスの排出抑制などのため、公共交通機関（バス、タクシー）の待機中のアイドリングストップの実施を推進します。

第3章 施策

(3) 気候変動への対応

- ① 気候変動の影響に関する普及啓発の推進
- ② 想定される影響への対応策の検討

【現状と課題】

- 2015年のパリ協定において、平均気温の上昇を抑える緩和に関する目標に加え、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靭性を高める適応も含め、世界全体での対応を強化することとしており、国においても、気候変動に対処する緩和策だけではなく、将来予測される被害の回避・軽減等を図る気候変動への適応に取り組むため、2018年に「気候変動適応法」を施行し、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「気候変動適応計画」を策定しています。
- 本市における将来起こり得る気候変動の影響は、夏季の熱波の頻度増加による熱中症等の増加、海水温上昇による水産資源の変化、リンゴ栽培の適地消滅、海面上昇による砂浜の消失等が予測されています。気候変動によるリスクを低減するため、温室効果ガス排出量の削減による「緩和」に取り組むことはもちろん、気候変動による悪影響への「適応」を進める必要があります。
- いつでも起こり得る災害に対して、高い防災意識・危機意識を維持し続けることや、様々な災害から命と財産をまもるため、災害を未然に防ぐことや、少しでも被害を小さくすることなど、防災力の強化が必要です。
- 本市における各分野の行政計画において、気候変動に対する適応が施策に反映されるように調整を図っていく必要があります。

【環境指標】 ※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

気候変動の影響に関する普及啓発の推進

施策の例・方向性	担当課
・ 広報紙やホームページなどを活用し、気候変動の影響に備える「適応」への理解と実践につながる情報の提供	[環境企画課]

想定される影響への対応策の検討

施策の例・方向性	担当課
・ 熱中症に関する注意喚起やクールシェアスポットの提供など、夏季の情報発信の強化	[環境企画課] [保健所地域保健課]など
・ 気候変動による動植物生息状況等の変化について調査及び情報収集	[環境企画課]
・ 農作業の品質低下を防ぐ高温耐性品種の普及	[農業振興課]

第3章 施策

施策の例・方向性	担当課
・ 市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化支援	[危機管理課]
・ 治水対策として、被害を最小限に抑えることを目的とした準用河川等の改良事業の実施	[河川課]
・ 土砂災害（がけ崩れ）に対するインフラ整備	[河川課]など
・ 宅地内の急激な雨水流出を抑える施設の普及を促進するとともに、水資源の有効活用を図る	[経営企画課]
・ 気候変動適応広域協議会等への参加を通し、関係者の連携により、気候変動における広域の適応課題への対応策を検討	[環境企画課]

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民

- ・ 天気予報や防災情報等を確認したり、ハザードマップや避難経路を確認するなど、日頃から気象災害に備え身を守る準備をします。
- ・ こまめな水分補給や適切なエアコンの使用により熱中症を予防します。
- ・ 感染症を媒介する蚊が育つ水たまりを作りにません。

● 事業者

- ・ 農作物の品質低下を防ぐため高温耐性品種の開発や普及を進めます。
- ・ 洪水や気象災害などの気候変動の影響を踏まえたBCP（事業継続計画）を策定します。
- ・ 従業員の安全性や健康を確保するため、気象災害や熱中症などへの対応を積極的に進めます。

第3章 施策

第2節 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】

(1) ごみ減量のさらなる推進と循環型社会の確立

- ① 3Rの推進
- ② 食品ロス対策
- ③ プラスチック排出抑制対策

【現状と課題】

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直すとともに、ごみの3R（リデュース：発生抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用）を推進し、環境にやさしい循環型社会を構築していく必要があります。
- ごみ排出量削減やリサイクル率向上に向け、環境産業の事業者との連携や、民間主導によるリサイクルを推進するなど、市民、事業者及び市が協働して取り組む必要があります。
- 3Rの推進にあたっては、環境への負荷軽減やごみ処理コスト削減の観点から、特に焼却ごみ（燃やすごみ）と埋立ごみ（燃やさないごみ）の削減を図っていく必要があります。
- 大量の食品ロスが発生することにより様々な影響や問題が発生します。ごみ処理コストの増加や焼却によるCO₂排出などにより環境負荷がかかります。日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解・把握し、削減のためにできることを一人一人が考え、行動に移す必要があります。
- プラスチックは、私たちの生活において、広く利用されていますが、世界的に年間で相当量のプラスチックごみが海に流出していると言われており、生態系や生活環境などへの影響が懸念されています。より一層、プラスチックごみの排出抑制などに取り組んでいく必要があります。
- 地域特性や循環資源の性質などに応じ、最適な規模による地域循環圏を構築していく必要があります。

【環境指標】 ※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

3Rの推進

施策の例・方向性	担当課
・ 市民や市内外の事業者と協働し、発生抑制を主眼とした各種3R施策を推進	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]
・ 多量排出事業者を対象にした立入調査や、市の処理施設における搬入物検査の強化などにより、事業系廃棄物のさらなる減量	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所] [廃棄物対策課]
・ 家庭用生ごみ処理機の補助などにより、生ごみの減量化を促進	[ごみ減量推進課]
・ ごみ処理の適切な費用負担のあり方について検討	[ごみ減量推進課]

第3章 施策

施策の例・方向性	担当課
・フリーマーケットやリサイクルショップの活用を促進	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]
・不要家具や自転車の修理再生・提供	[ごみ減量推進課][清掃管理事務所]
・市民や事業者等との協働により、生ごみが地域の中で資源循環するシステムの構築	[ごみ減量推進課]
・各リサイクル法の周知・啓発	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]など
・再資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」に混入しないよう、分別の徹底を呼びかけるとともに、分別ルールを分かりやすく周知	[ごみ減量推進課]
・製品プラスチックや雑がみ、家庭系木質ごみについて、事業者と連携したリサイクルを推進	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]

食品ロス対策

施策の例・方向性	担当課
・食品ロス削減の重要性に関する意識の醸成	[ごみ減量推進課]
・食品ロス削減のために暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発	[ごみ減量推進課]
・食品関連事業者等の取組に対する支援	[ごみ減量推進課]など
・多様なライフスタイルを通じた食育の推進	[地域保健課]

プラスチック排出抑制対策

施策の例・方向性	担当課
・レジ袋の有料化などにより、容器包装系ごみのさらなる減量	[ごみ減量推進課]
・再生プラスチックやバイオプラスチック製品などの利用推進に係る調査・研究	[ごみ減量推進課]
・河川や海岸の愛護思想の普及と啓発を推進するとともに、ポイ捨てや不法投棄の対策強化を図り、プラスチックごみの海への流出を抑制	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・海洋ごみやマイクロプラスチックによる海洋の生物多様性や生態系への影響について環境教育や普及啓発を実施	[環境企画課]

第3章 施策

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民

- ・ 詰替えや充電、長期間の使用が可能な商品、またはリサイクル商品を積極的に購入し、使い捨て商品は極力購入を控えます。
- ・ 買い物際には、過剰包装を断るとともに、マイバッグを使用します。
- ・ 道具などは、修理や再使用により、長期間使用します。
- ・ リサイクルショップやフリーマーケットを利用します。
- ・ 食材購入は適量とし、食べきれぬ量だけ調理します。また生ごみの水切りを徹底し、なるべく堆肥化するとともに、地域で利用循環できる仕組みづくりを検討します。
- ・ 古紙、ビン、プラスチック、廃油などの資源回収や分別収集に積極的に参加します。
- ・ 買い物の前に家にある食材をチェックするなど、定期的に冷蔵庫内の在庫管理を行い、購入にあたっては適量に努めます。

● 事業者

- ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、分別を徹底します。
- ・ 過剰包装を控えるとともに、マイバッグの利用を積極的に推奨します。
- ・ 備品などはできるだけ長く使用するとともに、購入する際は再使用や再生利用が可能なリサイクル商品を選びます。
- ・ 製品開発にあたっては、再使用や再生利用、分別処理を考慮するとともに、長期間の使用が可能となるよう修理体制を充実させます。
- ・ 業務上排出される生ごみなどの堆肥化などを検討します。
- ・ 商品の予約販売など需要に見合った販売を検討します。

(2) 廃棄物の適正処理

① 一般廃棄物の適正処理

② 産業廃棄物の適正処理

【現状と課題】

- 廃棄物は不用品として放置や不十分な処理がされがちであり、各地で環境問題が発生してきました。
- 廃棄物の不適正処理は生活環境に悪影響を及ぼすため、廃棄物の適正処理や処理施設の適正運用が求められています。
- 不適正処理の未然防止や早期発見のため、立入検査における処理施設の適正な維持管理に関する指導や、不法投棄に対する監視体制の整備を継続していくことが重要です。

【環境指標】 ※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

第3章 施策

【施策の展開】

一般廃棄物の適正処理

施策の例・方向性	担当課
・ごみ減量リサイクル施策や人口減少による廃棄物の減量化を踏まえ、清掃センターや最終処分場など市処理施設の安定的かつ効率的な処理体制の構築	[ごみ減量推進課] [清掃管理事務所]
・市内外の環境産業と連携・協働し、地域循環圏の考え方に基づいた適切な処理体制を構築	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・産業廃棄物と併せ、廃棄物の排出者責任の徹底や、拡大生産者責任の考え方の浸透	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理

施策の例・方向性	担当課
・自社処理施設の整備などにより、産業廃棄物の再使用や再生利用を促進	[廃棄物対策課]
・中間処理業者については、今後、環境リスク又は耐用年数などを見据えた長期的な施設運用や更新を指導	[廃棄物対策課]
・循環型社会の形成に寄与する新技術の導入などを啓発し、環境負荷の低減を促進	[廃棄物対策課]
・産業廃棄物の適正処理と生活環境の保全を図るため、中間処理施設や最終処分場への監督・指導を実施	[廃棄物対策課]
・処理施設の適切な跡地利用に関する助言や指導を実施	[廃棄物対策課]

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・大型ごみや家電リサイクル対象品は、決められた手続きに基づいて処理します。
- ・除草や剪定をした際には、なるべく堆肥化するなど再利用します。
- ・野外焼却は行いません。

● 事業者

- ・廃棄物の処理は法令などを遵守し、野外焼却や不適切な保管は行いません。
- ・産業廃棄物の処理は産業廃棄物管理票制度に基づき、処理経過を明確にします。
- ・処理施設は、耐用年数等を考慮し、適切な計画に基づいて運用します。

第3章 施策

(3) まちの美化と不法投棄の防止

① まちの美化

② 不法投棄の防止

【現状と課題】

- 本市では、昭和57年に開始した「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」など、長年にわたり市民及び事業者による自主的な美化活動が続けられています。
- 散乱ごみのない、清潔で美しいまちづくりを進めるため、引き続き、市民の自主的な美化活動を支援し、観光地や公園などまちの美観向上を促進する必要があります。
また、「市ポイ捨て防止による美化推進条例」の適切な運用も続ける必要があります。
- 産業廃棄物、一般廃棄物を問わず、廃棄物の不法投棄は、後を絶たず、環境汚染の一つの要因として問題になっています。不法投棄の原因としては、分別や収集日の間隔、処理手続きや費用が不明であることなどが考えられることから、簡単かつ適正に処理できる仕組みを構築する必要があります。
- 関係機関と連携した産業廃棄物収集運搬車両路上調査やパトロールなどの実施により、不法投棄の防止に積極的に取り組む必要があります。

【環境指標】 ※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

まちの美化

施策の例・方向性	担当課
・まちの美化や環境美化に対するモラルの向上を図るため、「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」の推進や「クリーンピー応援隊」への支援を実施	[ごみ減量推進課]
・クリーンピー応援隊への支援などを通じて、美化活動の輪を広げるとともに、散乱ごみの防止などまちの美化を図り、ポイ捨てしない・させない環境づくりを推進	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・利用者によるごみ集積所の適正な管理を促進	[ごみ減量推進課]

不法投棄の防止

施策の例・方向性	担当課
・不法投棄の未然防止を図るため、不法投棄監視員によるパトロールの強化、関係機関との連携による産業廃棄物収集運搬車両路上調査やパトロールなどを実施、また、持参した大型ごみ等の手続きから回収をワンストップで行う特別回収事業の本事業化に向けた取組を推進	[廃棄物対策課]
・不法投棄に対する監視強化のため、関係機関との連携のほか、市民への啓発や不法投棄監視サポーターによる活動を推進	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・環境へ及ぼす影響を最小限に留めるため、不法投棄者への不法投棄物の撤去指導を迅速化	[廃棄物対策課]

第3章 施策

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民

- ・ 市民総ぐるみ運動をはじめ、地域の美化活動等に積極的に参加します。
- ・ ポイ捨ては絶対にしません、させません。また、見つけたごみは拾い、ごみを捨てられない環境をつくれます。
- ・ ごみ集積所の利用や管理を適正に行います。
- ・ 所有している山林や空き地には、不法投棄されないよう自衛手段を講じます。

● 事業者

- ・ 事業所周辺の美化活動などを積極的に行います。
- ・ 地域の美化活動などに積極的に参加し、連携を図ります。
- ・ 土地の管理は適正に行い、不法投棄されない環境づくりに努めます。

第3章 施策

第3節 いきものの多様性をまもり、自然の恵みを享受できるまち【共生】

(1) 生物多様性への理解の促進

- ① 環境教育、自然環境調査の実施
- ② 希少動植物の保全
- ③ 生態系被害防止外来種への対応

【現状と課題】

- 国は、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境を保全することを目的として、2008年（平成20）年に「生物多様性基本法」を制定しました。
- 市が実施した環境に関するアンケート調査結果によれば、市民・事業者ともに、市の取組に対する重要度の認識が低い傾向にあり、生物多様性の重要度が十分に理解されていないと考えられることから、生物多様性の理解の促進に努めます。
- 市の植生は、概観するとコナラなどのヤブツバキクラス域の代償植生、または植林地が大半を占めており、自然植生は限られた地域に分布しています。また、植物種の中には、本市が南限、または北限となっている種や、絶滅が危惧されている種も見られます。
- 海外由来の移入生物で、農作物や日本固有の生態系等に影響を与える特定外来生物など生態系被害防止外来種について、市内の分布状況に関する情報・知見は十分ではありませんが、平成28年から実施している市民参加型のいきもの調査では、アメリカザリガニ、アカミミガメ、オオキンケイギク、アレチウリ等が市内で目撃されています。

【環境指標】※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

環境教育、自然環境調査の実施

施策の例・方向性	担当課
・生物多様性に関する理解の促進	[環境企画課]など
・自然とのふれあいの推進（「3自然とのふれあいの推進」の項参照）など生物多様性に関する学習機会の創出	[環境企画課]など
・生物多様性を保全していくための基礎情報の収集や市民への普及啓発を目的に、市民参加型のいきもの調査の実施など、野生動植物の生息・生育状況等の調査及び情報収集	[環境企画課]
・自然環境や生物多様性に関する市民の自主的な活動に対し、専門家（環境アドバイザー）を派遣	[環境企画課]

第3章 施策

希少動植物の保全

施策の例・方向性	担当課
・希少野生動植物の生息・生育状況に関する情報収集に努め、必要に応じ、生息・生育地の保全の検討や土地所有者等への助言などを実施	[環境企画課]など
・河川や公園などの整備にあたっては、多自然型工法を採用するなど、野生動植物の生息・生育環境の保全と創出に配慮	[河川課] [公園緑地課]
・民間事業者による開発行為に対し、環境影響評価法など関連法令に基づき、希少野生動植物や在来種への影響の回避・低減について意見・指導	[環境企画課]
・希少動植物の保全活動を主体的に行う市民団体など環境保全の担い手を支援	[環境企画課]

生態系被害防止外来種への対応

施策の例・方向性	担当課
・特定外来生物など生態系被害防止外来種の分布状況や、生態系や農林水産業などに及ぼす影響などについて、市民や関係機関への情報提供を行い、生態系被害防止外来種の拡散を防止	[環境企画課]
・ヒアリ、セアカゴケグモ、カミツキガメ等の危険な特定外来生物の目撃に関する関係機関との情報共有を実施	[環境企画課]など
・生態系被害防止外来種の防除活動を主体的に行う市民団体など環境保全の担い手を支援	[環境企画課]
・生態系被害防止外来種の駆除を体験・学習するイベントを実施	[環境企画課]

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民

- ・身近な自然の動植物等に興味を持つとともに、むやみに採取したり傷をつけたりしません。
- ・外来生物等を遺棄したり、逃がしたりしません。
- ・野生鳥獣への自衛手段を積極的に講じます。
- ・所有地や地域における生態系被害防止外来種の生息・生育状況の把握や防除に努めます。

● 事業者

- ・敷地内及びその周辺における生態系被害防止外来種の生息・生育状況の把握や防除に努め、植栽等にあたっては、在来植物への影響を考慮します。

第3章 施策

(2) 生物多様性の確保

- ① 森林・農地・河川等の保全
- ② 緑地の保全と緑化の推進
- ③ 景観・天然記念物等の保全
- ④ 鳥獣被害への対応

【現状と課題】

- 市の海岸部は、小名浜港を除き、すべて「磐城海岸県立自然公園」及び「勿来県立自然公園」に指定されています。内陸部では、夏井川溪谷周辺や水石山、小玉川周辺が「夏井川溪谷県立自然公園」に、市北西端の矢大臣山周辺が「阿武隈高原中部県立自然公園」の一部に、市南部の仏具山、四時川溪谷周辺が「勿来県立自然公園」にそれぞれ指定されており、さらには、「高倉山」、「御斎所山」、「好間川溪谷」が「県自然環境保全地域」に指定されています。
- 学術上価値の高いものとして「中釜戸のシダレモミジ」など38件が天然記念物に指定されているほか、長い歳月をかけた自然の営みにより形成された風致景観や、人々の生活及び風土によって支えられてきた文化的な景観が各地に点在しています。これらの優れた自然は、周囲の自然環境との調和のもと、地域の象徴となる景観を創出するとともに、生態系ネットワークの核として生物多様性の保全に寄与しています。
- 自然環境を構成する森林、農地、里地里山、都市緑地、河川、海などは、人との適度な関わり合いの中で、自然災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、野生生物の生息・生育空間や人と自然がふれあう場の提供など、さまざまな公益的機能を発揮しています。環境負荷の少ない継続的な関わり合い（利用）を通じて、森林や緑地などの保全と創造を図っていく必要があります。
- 人口減少や高齢化に加え福島第一原子力発電所事故による環境の汚染に伴う人間活動の縮小（狩猟者の減少、手入れの行き届かない森林や耕作放棄地の増加など）により、イノシシやハクビシン、カワウなどの野生鳥獣による農業等被害が発生しています。特に、イノシシによる被害は拡大傾向にあり、山際の農地において被害が深刻化するとともに、市街地周辺まで出没する事案も発生しています。対策としては、「イノシシの個体数を抑制しつつ、人の生活圏からのすみ分けを図る」ことを目標として、引き続き、個体数抑制に向けた「捕獲」、耕作放棄地の解消や間伐、草刈など緩衝帯の整備による「生息環境管理」、電気柵の設置等による「被害防除」の3つの被害防止対策を、総合的に取り組んでいきます。

【環境指標】※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

森林・農地・河川等の保全

施策の例・方向性	担当課
・森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、森林の機能区分に応じた森林施業や多岐にわたる森林整備を推進	[林務課]
・森林保全活動を行う団体などを支援し、森林整備を行うとともに、森林保全を担う人材を育成	[林務課]

第3章 施策

施策の例・方向性	担当課
・耕作放棄地の発生防止と解消に向け、中山間地域等直接支払集落協定の締結を促進しながら、耕作放棄地対策協議会など関係者・関係機関が連携して対策を検討	[農業振興課]
・エコファーマー認定に向けた誘導・支援を図るなど、環境にやさしい農業の実践者を増やす	[農業振興課]
・広域にわたり生態系に重大な影響を与える恐れのある河川や海の汚染については、関係機関や周辺自治体との連携のもと、原因究明や発生源対策を実施	[環境監視センター] [環境企画課]など
・ビオトープや水質調査などを行っている市民団体や学校等と連携を図り、先進的または独自に取り組んでいる環境教育を把握し、環境教育への促進に努める	[環境企画課] [学校教育課]など
・開発行為に対し、環境影響評価法など関連法令に基づき森林・農地・河川等の自然環境への影響の回避・低減などを意見・指導	[環境企画課]など
・「いわき昔野菜」や「常磐もの」など、生物多様性に配慮した地元の食材の購入・消費を推進	[農業振興課] [水産課] など

緑地の保全と緑化の推進

施策の例・方向性	担当課
・宅地分譲などの機会を捉えて、緑地協定の設定を促進	[公園緑地課]
・健全で、かつ樹容が美観上特に優れた木や林を保存樹木または保存樹林として指定し、適切に保全するとともに、保存樹木等を活用し、緑の保護・育成	[公園緑地課]

景観・天然記念物等の保全

施策の例・方向性	担当課
・一定規模以上の開発行為に対し、近接する自然、生活及び歴史・文化的な景観を損ねることがないよう配慮を求める	[都市計画課] [建築指導課]
・学術上または鑑賞上価値の高い名勝地や動植物等並びに地域の生活や風土に根ざした文化的な景観を、文化財への指定などを通じ適切に保存	[文化振興課]

鳥獣被害への対応

施策の例・方向性	担当課
・個体数に留意しながら鳥獣被害対策を実施	[環境企画課]など
・特にイノシシについては、年間捕獲目標頭数の達成に向けて、県、猟友会及び農業関連団体などとの連携のもと、対策を実施	[環境企画課] [農業振興課]など
・鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消や被害防止にかかる農家支援など、鳥獣被害予防に向けた農業施策を実施	[農業振興課]
・野生鳥獣の生態や鳥獣被害に対する自衛策の普及啓発	[農業振興課]

第3章 施策

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民

- ・地域の自然や公園等、身近な緑を大切にします。
- ・地域における森林・農地・河川等の保全活動等に積極的に参加します。
- ・緑のカーテンや花壇の設置など、生き物が生息・生育できる環境の確保に努めます。
- ・FSC認証など生物多様性に関する認証を受けた商品の積極的な購入や、使い捨てプラスチック製品をなるべく購入しないよう努めます。
- ・「いわき昔野菜」や「常磐もの」など、生物多様性に配慮した食材を積極的に購入し、味わいます。
- ・地域の歴史、自然文化を学び、継承します。
- ・自然を楽しむ際には、マナーを守ります。

● 事業者

- ・化学肥料や農薬の使用をできるだけ減らすなど、土壌等への環境負荷を低減します。
- ・事故等による環境への影響を最小限に抑えるため、危機管理体制を充実させます。
- ・敷地内の緑地や所有する林地等は、間伐等を行うなど、適切な管理に努め、また、野生動植物の生息・生育状況等の把握に努めます。
- ・開発等は法令等の遵守はもとより、なるべく環境負荷の少ない工法等を選択します。
- ・地域における森林・農地・河川等の保全活動等に積極的に参加します。
- ・敷地内の緑化、緑のカーテンやビオトープの設置など、生き物が生息・生育できる環境の確保に努めます。
- ・FSC認証など生物多様性に関する認証を受けた商品の積極的な購入や、使い捨てプラスチック製品をなるべく購入しないよう努めます。
- ・「いわき昔野菜」や「常磐もの」など、生物多様性に配慮した食材を積極的に購入し、味わいます。

(3) 自然とのふれあいの機会の創出

① 人と自然のふれあいの充実

② 公園・緑地の整備と管理の推進

【現状と課題】

- 本市は、4つの県立自然公園と3つの県自然環境保全地域を有し、多様で美しい自然環境に恵まれています。市民はもとより、市外からも多くの方が本市の山や海に訪れ、いわきの自然に親しんでいます。
- 市では、「市フラワーセンター」や「いわきの里鬼ヶ城」、「石森山生活環境保全林」・「ときわ台生活環境保全林」など自然とふれあうことができる場の整備を行うとともに、「いわき市都市緑化まつり」などのイベント開催、さらには、「森林ボランティア活動支援事業」や「環境アドバイザー派遣事業」などを実施し、自然とのふれあいを通じて、自然に対する関心を高めるための諸施策を展開しています。

第3章 施策

- さまざまな環境分野の中でも、自然体験を踏まえた環境保全活動や環境学習を行う、市民活動や学校教育が活発に行われています。また、美しい自然を活用したウォーキング大会なども市内各地で開催されています。
- 自然とのふれあい、心のやすらぎや感動を得ることは、自然に対する理解を深め、環境を大切にすることを育むうえで重要な意義を有しています。地域固有の生物相や景観を正しく理解し、自然の恵みを将来に継承していくため、既存施設等の有効活用や活発な市民活動・学校などとの連携を図りながら、より多くの市民が自然とふれあうことができるような機会の創出に努めていく必要があります。
- エコツーリズムとは、地域における自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることで、その価値や大切さが理解され、保全に繋がる仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることにより、地域住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会そのものが活性化されていくことが期待されています。
- 国及び県では、平成31年に、県内の自然資源活用による復興「ふくしまグリーン復興構想」を策定しており、県内の豊かな自然環境の保全と調和を図りながら、自然公園の魅力の向上や周遊の仕組みづくり等を通じて、自然の恵みや持続可能な活用等を次世代に継承することを目指しています。

【環境指標】 ※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

人と自然のふれあいの充実

施策の例・方向性	担当課
・海辺におけるレクリエーションの安全・安心を確保するため、海水浴場の水質を継続的に調査	[環境監視センター] [観光事業課]
・公園や遊歩道などの既存施設が、自然とのふれあい空間として有効に機能するよう適切に維持管理	[林務課] [公園緑地課]
・「市フラワーセンター」など自然体験施設において、施設の立地や機能を活かした自然体験型学習メニューの充実化	[農業振興課] [林務課]
・動物の愛護及び周辺の生活環境に配慮した飼養のマナーなどについて啓発を行い、必要に応じ、飼い主に対し助言・指導	[保健所生活衛生課]
・自然観察会やエコツアーなど、自然環境や生物多様性に関する普及啓発を目的とした自然体験型イベントを実施	[環境企画課]など
・自然環境や生物多様性に関する普及啓発など目的とした野生動植物の生息・生育状況等の調査及び情報収集を継続	[環境企画課]

第3章 施策

施策の例・方向性	担当課
・身近に生物多様性を感じる空間を作ることを目的に、緑のカーテンの設置を推進	[環境企画課]
・事業者が行う生物多様性の保全活動を支援・促進	[環境企画課]

公園・緑地の整備と管理の推進

施策の例・方向性	担当課
・森林施業の実体験を通じて、森林の公益的機能に対する理解と関心を高めるため、植栽や森林整備を行う市民団体などを支援	[林務課]
・都市公園整備や、道路沿道などの緑化を推進し、緑のある都市空間を形成	[公園緑地課]など
・生垣設置に対する支援などにより、居住地における緑化を促進	[公園緑地課]
・間伐などの森林整備を推進	[林務課]
・市民や市民団体などが行う緑化推進活動や森林整備活動を促進	[林務課]

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民

- ・ 地域、学校等を通じ、身近な環境について学びます。
- ・ 自然観察会や自然体験活動等に積極的に参加し、山や河川、海等の自然との正しいつきあい方を学びます。
- ・ 自然体験施設等を積極的に利用します。
- ・ 緑のカーテンや花壇の設置など、自然とふれあう空間の形成に努めます。地域における自然環境資源の価値を再認識し、保全活動やガイドなどで積極的に関わります。
- ・ 地域における自然環境資源を観光振興や地域振興に持続可能な形で活用する方法を考えます。

● 事業者

- ・ 従業員やその家族が自然に親しむ機会が得られるよう配慮します。
- ・ 敷地内の緑化、緑のカーテンやビオトープの設置など、自然とふれあう空間の形成に努めます。
- ・ 地域の自然環境資源を活用したエコツアーを企画します。

第3章 施策

第4節 生活環境が保全され、快適に暮らせるまち【安全・快適】

(1) 大気・水等の保全

- ① 大気・水環境等の監視の継続
- ② 発生源対策
- ③ 生活排水対策の推進

【現状と課題】

- 大気環境の監視は、11か所の一般環境大気測定局と1か所の自動車排出ガス測定局※で大気汚染物質の濃度等を常時監視（24時間365日）しています。光化学オキシダントは全測定局で環境基準の未達成が継続していますが、全国的に同様の状況となっています。光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）が健康被害に繋がるおそれのある緊急時の基準を超過した際の周知対応にも留意する必要があります。
- 水環境の監視は、17河川（19水域・25地点）における河川調査及び9水域・20地点における河川及び海域調査において水質等を監視しています。河川のBOD及び海域のCODは、環境基準を継続して達成しています。BODについて、環境基準が設定されていない中小河川など、一部の水域においては、生活排水による環境負荷が未だに高い状況であり、今後も継続して水環境の保全に努めていく必要があります。
- 大気汚染の未然防止や水環境の保全のため、環境中のダイオキシン類濃度の調査や工場等の排出ガスや排出水の検査を実施しています。
- 市では、2020（令和2）年度に新たな「総合生活排水対策方針」を策定し、生活排水の適正な処理に向けた取組を進めていますが、広大な市域を有する本市においては、汚水処理人口普及率が全国平均と比べ低い水準にあります。本市の生活排水処理施設のうち、公共下水道等については、概ね整備が完了していることから、今後は、合併処理浄化槽の普及促進を行うことにより、汚水処理の未普及解消に努めていく必要があります。
- 自動車騒音の状況について、環境基準を達成した住居の割合は90%以上を継続しており、全国平均と比較すると高い水準にあります。
- ダイオキシン類等の化学物質については、基準を継続して達成しています。

【環境指標】※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

大気・水環境等の監視の継続

施策の例・方向性	担当課
・二酸化硫黄、光化学オキシダント、PM2.5など、人の健康や生活環境に被害を及ぼす大気汚染物質を監視	[環境監視センター]
・固定発生源に対しては、法令に基づく立入検査などを通じ、排出基準の遵守の徹底を指導	[環境監視センター]

第3章 施策

施策の例・方向性	担当課
・大規模大気発生源工場（10か所）に対しては、排出ガス中の硫黄酸化物や窒素酸化物等の常時監視を実施	[環境監視センター]
・大規模及び中規模工場に対しては、公害防止協定を締結し、環境負荷の低減を図る	[環境企画課]

発生源対策

施策の例・方向性	担当課
・市内の河川、海域における水質汚濁の状況を把握するため、人の健康や生活環境に被害を及ぼす物質を監視	[環境監視センター]
・法令に基づく立入検査などを通じ、事業者に対して排水基準の遵守の徹底を指導	[環境監視センター]
・地下水質の状況を把握するため、人の健康に影響を及ぼす物質を監視し、汚染された地下水や土壌の早期発見に努める	[環境監視センター]
・化学物質を使用する工場などに対して排出水に係る立入検査を実施し、土壌汚染の未然防止を図るとともに、施設の廃止時には法に基づき適正に土壌調査を実施するよう事業者を指導	[環境監視センター]

生活排水対策の推進

施策の例・方向性	担当課
・公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水等の生活排水処理施設が有するそれぞれの特性などを十分に考慮しながら、効果的・効率的に生活排水対策を推進 特にその柱となる下水道事業については、経営健全化に資する企業会計など新たな仕組みも活用しながら、持続可能な下水道事業に向けた取組を推進するとともに、合併処理浄化槽については、その普及促進や適正な維持管理水準の確保に向けた取組などを推進	[経営企画課] [下水道事業課]
・水環境への負荷を減らすため、生活排水処理施設の適正・適切な維持管理の取組みを推進	[経営企画課] [下水道事業課]
・市民、事業者及び市などが一体となり、身近な水環境の維持・改善を図るという大きな目的に対する共通認識を持ち、それぞれの責任と役割分担の中で生活排水対策を推進できるよう、広報・広聴活動などによる情報の共有と問題意識の醸成を図る	[経営企画課] [下水道事業課]

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民

- ・排水ネットの利用や合成洗剤の利用の削減、油汚れの拭き取りなど、生活排水の環境負荷低減に努めます。
- ・下水道や農業集落排水が整備されない地域では、合併処理浄化槽を導入し、適切な管理を行うことにより、生活排水による水環境への負荷を減らします。
- ・迷惑な騒音等を出さないように気をつけます。

● 事業者

- ・汚染物質の関係法令等を遵守するとともに、処理施設等の適切な整備、管理を行います。
- ・公害防止協定※等に基づき、汚染物質等の排出削減に努めます。

第3章 施策

(2) 自然災害への対応

- ① 自然災害への対応
- ② 分散型エネルギーによる災害に強いまちづくり

【現状と課題】

- いつでも起こり得る災害に対して、高い防災意識・危機意識を維持し続けることや、様々な災害から命と財産をまもるため、災害を未然に防ぐことや、少しでも被害を小さくすることなど、防災力の強化が必要です。（再掲：第3章第1節(3)）
- 東日本大震災をはじめ、近年の豪雨・台風等により、大規模集中型のエネルギーシステムによる電力の供給体制の柔軟性の欠如が浮き彫りになり、これを補完する分散型エネルギーシステムの導入が必要です。
- 国の第五次環境基本計画では、「地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コージェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入すること（中略）で、災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給することができることから、国土強靱化と低炭素、資源循環で統合的な取組を推進する。」とされています。
- 地域の特徴を踏まえたエネルギーを地域で有効に活用する地産地消型エネルギーは、エネルギーの供給体制の多様化はもちろん、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大に貢献する取組であり、加えて、スマートシティや交通システムの構築等のまちづくりと一体的にその導入を進めることで、地域の活性化にも貢献し、「地域循環共生圏」の形成にも寄与すると考えられています。

【環境指標】※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

自然災害への対応

施策の例・方向性	担当課
・市民の防災意識の高揚と関係機関との連携を図るため、地域の災害実態に応じた住民参加型の避難訓練を実施（再掲）	[危機管理課]
・「自分たちのまちは自分たちでまもる」という防災意識と強い連帯感を持ち、地域住民が自ら防災活動を行う自主防災組織の強化支援（再掲）	[危機管理課]
・治水対策として、被害を最小限に抑えることを目的とした準用河川等の改良事業の実施（再掲）	[河川課]
・土砂災害（がけ崩れ）に対するインフラ整備（再掲）	[河川課]など
・宅地内の急激な雨水流出を抑える施設の普及を促進するとともに、水資源の有効活用を図る（再掲）	[経営企画課]

第3章 施策

分散型エネルギーによる災害に強いまちづくり

施策の例・方向性	担当課
・再生可能エネルギー等を無駄なく地域内で循環し、実用可能なIoT技術等を効率的に活用するとともに、省エネ型ライフスタイルの転換などを組み合わせることにより、災害に強く、持続可能な社会の実現に向け、スマートシティのモデル構築に向けた取組について検討	[環境企画課]など
・居住や都市機能が適度に集約され、分散配置されている各拠点が有機的に連携するネットワーク型コンパクトシティの形成を図る立地適正化計画の具現化を推進	[都市計画課]
・区画整理事業や新たな住宅団地の開発に伴う住宅建築にあたり、再生可能エネルギー機器利用等の普及啓発を重点的に行い、環境にやさしい街区形成に努める	[環境企画課]など
・防災や電力ひっ迫時の対策に資する蓄電池の普及促進	[環境企画課]
・再生可能エネルギーや蓄電池、燃料電池などの分散型エネルギーによる、災害時に強く環境負荷の少ないまちづくりに向けた調査・研究（再掲）	[環境企画課]など
・HEMS等のエネルギーマネジメントシステムと連動した再生可能エネルギーの導入推進	[環境企画課]など

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民

- ・自らの安全は自らまもるとの防災意識を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけます。
- ・自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築きます。
- ・太陽光発電や蓄電システムなどの再生可能エネルギーを利用した機器の導入に努めます。
- ・学習・体験施設などを積極的に利用し、再生可能エネルギーへの理解向上に努めます。

● 事業者

- ・従業員や利用者等の安全を確保します。
- ・災害時の影響を踏まえたBCP（事業継続計画）を策定します。
- ・防災体制の整備や防災訓練を実施します。
- ・市民や自主防災組織等との連携を図り、自主防災活動の推進に努めます。
- ・地域内での経済循環や、地域への利益還元が生まれる形での再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ・小売電気事業者は、域内の再生可能エネルギーを含めて電源を確保しながら、地域の需要家へ電力を販売します。

第3章 施策

(3) 放射性物質への対応

① 状況に応じた除染

② 市民の不安軽減

【現状と課題】

- 福島第一原子力発電所事故に伴って大量に放出・拡散した放射性物質により、環境の汚染はもとより、市民の健康不安、農水産業への実被害、風評被害など、市民生活及び産業面において極めて深刻な影響が生じました。
- 市では、生活空間の除染により線量低減を図るため、「除染実施計画」に基づく除染を実施し、平成29年11月末までに面的除染が完了しました。
- 中間貯蔵施設への除去土壌等の受け入れについて、国は、平成28年3月に「中間貯蔵施設に係る当面5年間の見通し」を公表、段階的な輸送を開始し、平成30年12月にはその完了見込みが令和3年度中であることを公表したが、その輸送量は流動的であり確定したものではないため、仮置場への長期保管が懸念されています。
- 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策は、市民の不安や風評被害に影響を及ぼすことが懸念されます。

【環境指標】※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

状況に応じた除染

施策の例・方向性	担当課
・ 除染を円滑に推進するため、除去土壌等の仮置場の設置、確保及び監視に引続き取り組む	[除染対策課]
・ 除去土壌等の受入れ体制の構築、ホットスポットの除染に伴い発生した土壌の処理、対象種別に応じた具体的な除染手法の確立等について、国の責任の下、安全かつ着実に推進されるよう、国等に対し、継続して要望を行う	[除染対策課]

市民の不安軽減

施策の例・方向性	担当課
・ 市内2,000か所の空間線量を年2回測定し、「iマップ」（いわき市放射線量測定マップ）に公表するなど、きめ細かい空間線量モニタリングを実施	[除染対策課]
・ 福島第一原子力発電所における廃炉作業の確実な安全対策と十分な環境モニタリングの実施について、国等に対し、継続して求める	[原子力対策課]

【市民・事業者に期待される役割】

● 市民及び事業者

- ・ 放射線に対する正しい理解に努めます。

第3章 施策

第5節 みんなで環境をまもり、創造するまち【支える仕組み】

(1) 環境保全活動の促進

- ① 市民の環境保全活動の促進
- ② 事業者の環境保全活動の推進
- ③ 環境教育の推進

【現状と課題】

- 私たちは、自らの日常生活が環境に負荷を与えていることを認識し、環境負荷の低減や良好な環境の保全に努めていかなければなりません。特に、気候変動の問題、廃棄物・リサイクルの問題や、生活排水問題、交通公害問題、近隣騒音問題などのように、個人の行動が環境負荷の低減に直接結びつく分野においては、個人の主体的な取組による直接的な効果が期待されています。また、自らの環境との関わりについての理解を深め、常に自己の行動へ環境配慮を織り込み、日常生活を原因とする環境への負荷を減らすことや、身近な環境をより良いものにしていくための取組を積極的に進めることが必要です。
- 事業者は、自らの事業活動が環境に与える影響を十分に認識し、公害防止をはじめ、廃棄物の減量や適正処理、資源・エネルギーの効率的利用など、その事業活動に伴う環境への負荷を減らし、地域と共生する形で事業を実施するための適切な環境管理の仕組みを積極的に導入することが求められ、また、環境保全のための新たな技術開発や消費や廃棄の段階まで視野に入れた環境に配慮した製品の設計など、その保有する能力を最大限に活かし、環境への負荷の低減に大きく貢献する役割が期待されます。さらに、事業所用地の緑化をはじめ、地域における美化活動への参加など、地域社会の一構成員としての取組を積極的に進めていく役割も期待されます。
- 2010年に「生物多様性条約第10回締約国会議（CBC-COP10）」で採択された「愛知目標（戦略計画2011-2020）」や、2015年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「アジェンダ2030」をきっかけに、国内外の多くの事業者において、愛知目標やSDGsで示された社会課題をビジネスチャンスと捉え、経営戦略に組み込もうとする動きが見られています。事業者が生物多様性やSDGsに関する取組を積極的に進めることで、環境保全に寄与するのみならず、事業活動におけるリスクの回避・低減や、新たな消費・投資を呼び込むチャンスにも繋がることから、環境と経済の好循環の促進が期待されています。
- 市民及び事業者は、市環境基本条例に定める「市民の責務」、「事業者の責務」にのっとり、第3章各節に掲げる「市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）」などに、自主的かつ積極的に取り組むことが期待されます。
- 市では、環境情報の受発信強化や環境教育・環境学習の推進を図るなど、市民一人ひとりや事業者の環境に対する関心と理解を深め、意欲を具体的な行動につなげるための支援を行っていきます。

【環境指標】 ※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

第3章 施策

【施策の展開】

市民の環境保全活動の促進

計画推進の方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 「市役所出前講座事業」により、さまざまな環境問題や市の取組や対応などの情報を紹介 また、「出前講座」のメニューは、意欲ある市民などの活動を支援するため、要望に応じ、適宜、内容の充実化を図る 	[環境企画課] [ごみ減量推進課] [環境監視センター] [保健所生活衛生課] [除染対策課]など
<ul style="list-style-type: none"> 「環境ラベル」を活用した環境にやさしい製品・サービスの選択を促進する情報を提供 	[環境企画課]など
<ul style="list-style-type: none"> 「環境まちづくり推進基金」を活用し、市民団体などの主体的な環境保全活動を支援 	[環境企画課]など
<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体間の連携・交流促進を図る「市民活動ガイド」による情報提供 	[地域振興課]
<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の活動基盤の整備及び環境にやさしいまちづくりを担う人材育成などに対する支援 	[環境企画課] [地域振興課]
<ul style="list-style-type: none"> 市民団体や地域住民などによる地域の自然環境資源の保全活動及びエコツーリズムを推進することを目的に、自然環境資源等の発掘や地域住民への普及啓発などを目的としたイベントを実施 	[環境企画課]など

事業者の環境保全活動の推進

計画推進の方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 事業者等が自主的に実施する環境保全活動や自然観察会等への支援 	[環境企画課]
<ul style="list-style-type: none"> 環境と経済の調和融合を図るため、環境産業を育成・支援 	[産業創出課]
<ul style="list-style-type: none"> 産学官民連携による、地域の風土に見合った循環型社会形成に向けた取組を支援 	[環境企画課] [産業創出課]
<ul style="list-style-type: none"> スマートグリッドや次世代電池などの環境・エネルギー分野の新技术の開発や導入などによる新たな産業の創出に向けた取組を支援 	[環境企画課] [産業創出課]
<ul style="list-style-type: none"> 「ISO14001」や「エコアクション21」といった環境マネジメントシステムの構築や「グリーン購入」など環境にやさしい事業活動を促進 	[環境企画課]
<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーや省エネルギー、ごみの減量やリサイクル及び自然保護など、さまざまな環境情報及びそれに対する市の取組について、ホームページや広報物のほか、講座・講演会・見学会・体験学習会などの機会を創出し、積極的かつ分かりやすい情報の提供に努める 	[環境企画課] [ごみ減量推進課]など

環境教育の推進

計画推進の方向性	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 教育機関との連携を強化し、子どもに対しても理解しやすい環境教育・環境学習が積極的に展開されるよう努める 	[環境企画課] [学校教育課]など

第3章 施策

計画推進の方向性	担当課
・「こどもエコクラブ」、「星空観察会」、「自然観察会」、「せせらぎスクール」等の普及を図り、体験型環境学習の機会を拡大	[環境企画課]
・「市リサイクルプラザクリンピーの家」をごみ減量やリサイクルに関する環境教育・環境学習拠点として、また、「市フラワーセンター」及び「市林業研修センター湯の岳山荘」等を自然環境や再生可能エネルギーに関する環境教育・環境学習拠点として、視察や社会科見学などの受入れや環境教育・環境学習教材の充実を図る	[環境企画課] [ごみ減量推進課] [農業振興課]など
・学校等と連携した野生動植物の生息・生育状況等調査を継続し、環境教育の推進にも活用	[環境企画課]

(2) 協働による環境保全

- ① 各主体との協働
- ② 各主体間の連携
- ③ 関係機関との連携

【現状と課題】

- 本市においては、市民、事業者及び市民団体が身近な単位で結集し、市内各地の美化清掃活動を一斉に行う「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」が、昭和57年度以降毎年欠かさず実施されています。総ぐるみ運動は、春と秋のわずかな期間で、毎年、延べ3千団体強、30万人強が参加する他地域に誇るべき協働の仕組みとして根付いています。また、事業者による環境産業への参入や環境保全に関する社会貢献活動、民間団体によるリサイクル活動や森林整備、大学による環境人材の養成や地域住民に対する普及啓発など、さまざまな主体による環境保全活動が活発になってきており、協働による取組を進めていくための下地が形成されています。
- 昨今の環境問題は、生活様式や社会経済活動が大きな原因となっていることや、地球温暖化などへの対応だけでなく生物多様性の保全といった新たな課題への対応が求められるなど、多様化・複雑化しています。市民、事業者及び市の各主体が、地域における環境保全活動への積極的な参加をはじめ、適正な役割分担のもと、お互いの得意分野で力を発揮し、また他の主体にはできない役割を理解し、協働で環境問題の解決に取り組んでいくことが必要です。
- 市では、各主体との連携を密にし、地域における主体的な取組を把握し、繋ぐことによって、それぞれの取組の充実とより多くの市民の参加と協力を促し、自発的な環境保全活動の輪をさらに広げる取組を進めていきます。

【環境指標】 ※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

第3章 施策

【施策の展開】

各主体との協働

計画推進の方向性	担当課
・「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」による地域の美化活動を継続して実施	[ごみ減量推進課]など
・啓発イベントなどの開催にあたっては、企画段階から事業者、市民団体及び教育機関などとの連携を図るとともに、各主体の人材や経験などを活用	[環境企画課]など
・クリーンピー応援隊、不法投棄監視員、不法投棄監視サポーターと連携し、地域と一丸となったまちの美化及び不法投棄の防止を図る	[ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]など
・市環境基本計画等の進捗状況や環境測定の結果などを公表	[環境企画課] [ごみ減量推進課]

各主体間の連携

計画推進の方向性	担当課
・国・県の制度、事業者・市民団体の取組などの情報収集に努め、環境活動及び環境情報のネットワーク化を図る	[環境企画課] [ごみ減量推進課]など
・環境の日（6月5日）または環境月間（6月）等に合わせ、環境保全についての関心と理解を深め、環境保全活動を行う意欲を高めるための普及啓発を実施	[環境企画課] [ごみ減量推進課] [廃棄物対策課]
・篤志家と環境保全活動の担い手を繋ぐ仕組みとして「環境まちづくり推進基金」を運用	[環境企画課]
・市民団体や教育機関との連携を図り、環境教育・環境学習の担い手を育成	[環境企画課] [学校教育課]など
・環境教育・環境学習に携わる指導者、市民団体、教育機関等の交流の場を設けるなど、人材のネットワーク化を図り、市内で行われている環境保全活動とのマッチングを図る	[環境企画課]

関係機関との連携

計画推進の方向性	担当課
・気候変動による対応、大気汚染及び水質汚濁など広域的な対応が必要な環境問題については、周辺市町村、県、国及びその他関係機関と連携して取り組む	[環境企画課]
・環境問題への対応、事業展開にあたっては、地球温暖化防止活動推進センターや鳥獣保護管理員等、各分野における専門関係機関・専門職との連携・活用を図る	[全部局]

第3章 施策

(3) 市の率先的な活動の実施

① 事務事業に伴う環境への負荷の低減

【現状と課題】

➤ 市は、他の主体の自主的かつ積極的な取組を促していくため、自らが一事業者・一消費者として率先した環境配慮に努めます。「環境に配慮する」ということは、「環境に配慮しない」場合に比べ、一般的にコストが高くなる傾向にありますが、一時的な経済コストの比較だけでなく、長期的な視野に立った環境保全効果、環境リスク及び経済コストを適切に評価するなど、環境価値の追求を優先し、「市環境基本条例」に掲げる「健全で恵み豊かな環境の確保と将来世代への継承」を目指します。

また、同条例では、「あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない」とも規定しています。「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」の実現に向け、市のすべてのセクションが、“計画（立案）・実行・評価・改善”のあらゆる場面において、「環境優先」・「環境管理」の考え方に沿って、自らの施策や事務事業を主体的に構築・展開していきます。

【環境指標】※施策の方向性などが整理させたのちに設定。

【施策の展開】

事務事業に伴う環境への負荷の低減

計画推進の方向性	担当課
・電気・ガスなどのエネルギー及び事務用品等の使用量の削減、節水、適正な室温管理、クールビズ・ウォームビズ及び緑のカーテンの実施などにより、エネルギー消費を抑制	[環境企画課] [各施設所管課]
・公用車のエコドライブ、職員のノーマイカー通勤を推進	[施設マネジメント課] [都市計画課]
・物品調達において、グリーン購入を推進	[環境企画課]
・市有施設から排出される廃棄物について、排出量の継続的な把握と徹底した3R（リデュース・リユース・リサイクル）に努め、庁内ゼロエミッションを継続	[ごみ減量推進課]など
・電気や公用車の購入などに係る契約について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づき、価格に加え、温室効果ガスなどによる環境への負荷についても適切に評価する仕組みと可能性について検討	[総務課] [施設マネジメント課] [契約課] [各施設所管課]
・公共施設の管理等における継続的なエネルギー使用量の把握と抑制	[環境企画課] [各施設所管課]
・公共施設への再生可能エネルギー利用機器の導入は、費用対効果などの検証も行うとともに、施設の改修等の機会を捉えながら推進	[環境企画課] [各施設所管課]

第3章 施策

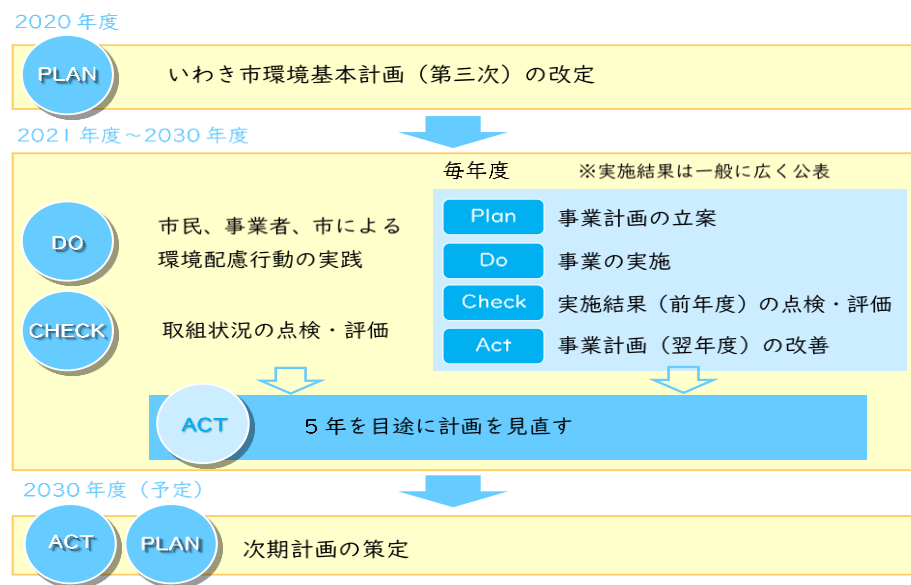
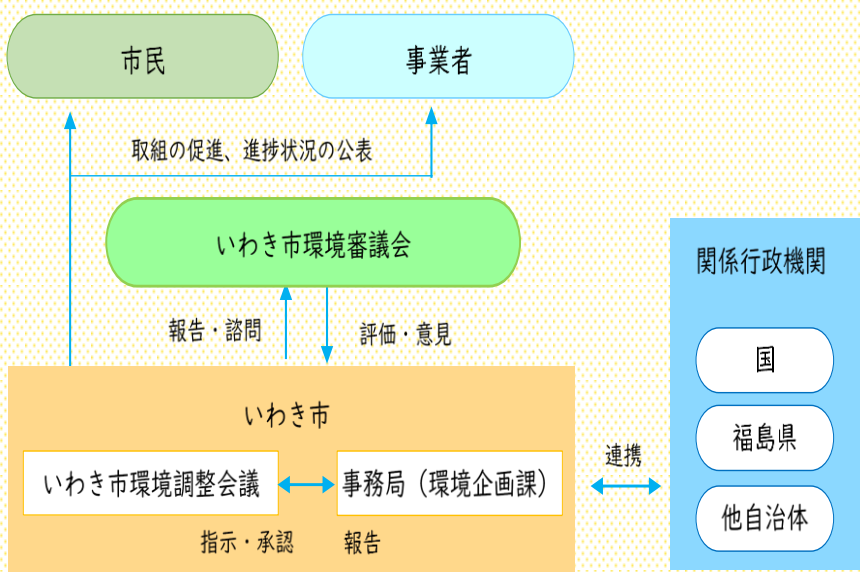
計画推進の方向性	担当課
・ 公共施設等の整備にあたっては、計画の立案段階から、再生可能エネルギー及び省エネルギーの設備や環境負荷の少ない工法・資材の採用など、施設のライフサイクルアセスメントの視点からの環境配慮に努める	[各施設所管課]
・ 公用車に低公害車を導入	[施設マネジメント課]
・ 地域情報化の推進にあたっては、ICT（情報通信技術）機器の省エネ化に取り組む	[情報政策課]
・ 地域における生物多様性の確保・保全を目的とした公共施設の緑化、緑のカーテンやビオトープの設置など	[各施設所管課]
・ 一般廃棄物や行政から排出される廃棄物（汚泥や生ごみなど）について、環境産業を行う事業者などへの委託を検討	[ごみ減量推進課] [各施設所管課]
・ 電力使用や紙（コピー用紙）の使用、ごみの排出などに対する環境配慮を庁内掲示などにより意識啓発	[環境企画課]
・ 再生可能エネルギー利用機器や省エネルギー設備の導入に関する国・県等の支援策を情報提供	[環境企画課]など
・ 本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため設置するいわき市環境調整会議における本計画の進捗管理を実施	[環境企画課]
・ 職員への生物多様性の普及啓発を目的とした野生動植物の生息・生育状況等の庁内アンケートなどの実施	[環境企画課]
・ 市の管理地における生態系被害防止外来種の積極的な駆除	[各施設所管課]
・ 環境保全施策の推進にあたっては、国や県の補助制度を積極的に活用し財源の確保に努める	[全部局]
・ 他の行政計画の策定にあたっては、市環境調整会議（幹事会）を活用しながら、市環境基本条例及び本計画の趣旨が十分に反映されたものとなるよう、整合性を図る	[全部局]
・ 環境産業の育成や農産物の鳥獣被害など、部局間にまたがる環境課題に対しては、各関係部課等の連携を密に対応する	[全部局]
・ 市環境基本条例の理念に基づき、自然環境への影響や環境保全に配慮して各施策を展開する	[全部局]
・ 地域の環境保全活動への積極的な参加	[全部局]
・ 市のイベントや会議等における、使い捨てプラスチック製品の購入・使用自粛	[全部局]

第4章 計画の推進

本章においては、計画の実効性を確保し、施策の継続的な改善を図っていくため、環境マネジメントシステムの考えを取り入れ、PDCAサイクルに基づく進行管理について記載しています。

第1節 目標達成の手法

「市環境審議会」及び「市環境調整会議」の2つの組織を軸として、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、施策の継続的な改善を図り、主に市環境審議会がCheck機能を、市環境調整会議がAction機能を担います。



第2節 環境指標による点検・公表

明確な点検・評価を行うため、できる限り定量的かつ継続的に把握できるデータを用い、透明性のある点検・評価を行うため、施策の取り組み状況については、毎年、報告書に取りまとめ、公表します。

第3節 計画の見直し

計画期間の間には、環境の状況、社会経済情勢、科学的技術の進歩及び科学的知見の集積、さらには、基本目標の達成度合いや環境指標の状況などを踏まえ、5年を目途に計画の見直しを図ります。